（電磁的記録媒体による手続）

第二十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び別記様式第七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

三　第二十七条第一項の報告書

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

様式第5（第27条関係）

年度　期放射線管理等報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第1項の規定により次のとおり報告します。

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

（フレキシブルディスクの構造）

第三十条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第三十一条　第二十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第二十九条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第三十二条　第二十九条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

様式第5（第27条関係）

平成　年度　期放射線管理等報告書

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第1項の規定により次のとおり報告します。